

後期高齢者医療制度のお知らせ

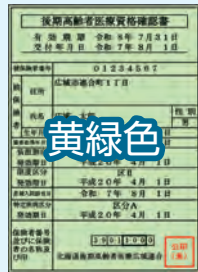


資格確認書または資格情報のお知らせを交付します

現在使用している「黄緑色の資格確認書」が令和8年7月31日に有効期限を迎えます。新しい資格確認書または資格情報のお知らせは7月中旬に交付します。

資格確認書（はがき型）が届く方

- 85歳以上
- 84歳以下で、マイナ保険証を持っていない



資格情報のお知らせ（A4サイズ）が届く方

- 84歳以下で、マイナ保険証を持っている



医療機関を受診するときは



資格確認書で受診してください

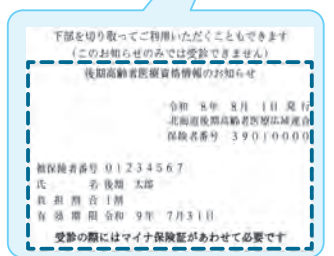
85歳以上でマイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証での受診も可能です。



マイナ保険証で受診してください

資格情報のお知らせのみで受診はできません。マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示してください。

※マイナ保険証での受診が難しい場合は申請することで、資格確認書が交付されます。



点線で切り取って持ち運びできます！

令和8年度の保険料 令和8年度の保険料は、7月中旬に個別にお知らせします

保険料の計算方法（年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算）

基礎賦課額（医療分）

均等割 【1人当たり保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円) × 11.61%	=	医療分算出保険料 【賦課限度額85万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	---	---	---

子ども・子育て支援金賦課額（子ども分）

均等割 【1人当たり保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円) × 0.28%	=	子ども分算出保険料 【賦課限度額2万1千円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	---

令和8年度から「子ども・子育て支援金」が追加されます

すべての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充て、子ども・子育て世帯を社会全体で支えるものです。

||
令和8年度
年間保険料

保険料の均等割が軽減される場合があります

被保険者と世帯主の所得により、均等割が軽減される場合があります。詳しくは北海道後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。



問合せ 保険年金課医療年金係 ☎ 35-4201